

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

〔1〕市町村の推進体制の整備等

(1) 市内における推進・連携体制

① 中心市街地活性化を統括する組織

本市では、中心市街地の活性化をハード・ソフト両面から、より一層強力かつ一体的に推進するため、産業振興部商業雇用課に、中心市街地活性化係を設置している。

所 属	員数・役割
課 長	1名 中心市街地活性化施策推進の統括
係 員	3名 中心市街地活性化施策の推進に関すること
合 計	4名

② 高岡市中心市街地活性化基本計画市内推進会議及び市内推進会議幹事会

中心市街地活性化基本計画の策定及び計画に掲げた施策・事業を円滑に推進するため、高岡市中心市街地活性化基本計画市内推進会議及び市内推進会議幹事会を設置している。

名 称	メ ン バ ー
市内推進 会議	副市長、教育長、上下水道事業管理者、市長政策部長、総務部長、産業振興部長、市民生活部長、福祉保健部長、都市創造部長
市内推進会議 幹事会	都市経営課長、文化創造課長、総合交通課長、人事課経営管理室長、産業振興部次長、産業企画課長、観光交流課長、共創まちづくり課長、子ども子育て課長、高齢介護課長、都市計画課長、建築政策課長、文化財保護活用課長、商業雇用課長

(2) 高岡市議会における討議の内容

高岡市議会において、中心市街地活性化等に関連した質問に対して、以下のとおり答弁している。

会議・年月日	討議内容
平成 28 年 3 月定例会 (H28. 3. 10)	<p>自民同志会 個別質問 (質問要旨)</p> <p>第2期高岡市中心市街地活性化基本計画について、これまで4年間の評価と残された課題は。</p> <p>(産業振興部長答弁)</p> <p>第2期計画では、3つの目標を掲げ事業の推進を図ってきたところであり、その3つの目標に基づき評価をすると、</p> <p>交流人口の拡大では、昨年4月に高岡御車山会館が開館したことや歩いて楽しいまちづくりを進めてきたところであり、新幹線開業効果もあり、多くの観光客が中心市街地を訪れるようになってきた。</p> <p>まちなか居住の推進では、まちなか居住支援事業の効果により、</p>

	<p>平成 24 年度に 2 棟の共同住宅が建設され増加に転じたものの、予測を上回るペースで自然減および社会減が発生しており、全体として増加には至っていない。</p> <p>中心商店街の賑わい創出では、平成 26 年 3 月に高岡駅周辺整備事業が完成し、高岡ステーションビル・地下街がリニューアルオープンした。高岡駅からクルン高岡やウイング・ウイング高岡へ人工デッキを通過して通行する人の流れが格段に増加した。それらの効果により 3 商店街の歩行者通行量が伸び、空き店舗数が減少傾向に向かっている。</p> <p>今後は、1 年後に迫った高岡駅前東地区の統合看護専門学校を核とした複合ビルの開業や、末広町西地区再開発事業を着実に進展させること、併せて、中心市街地のにぎわいづくりのため、日常的に来街者を増加させ、滞留させる取り組みが必要であると考えている。</p>
<p>平成 28 年 12 月定例会 (H28. 12. 6)</p>	<p>自民同志会 個別質問 (質問要旨)</p> <p>第 2 期高岡市中心市街地活性化基本計画について、計画年度が今年で終わるが、第 3 期計画作成に向けた考えと方針は。</p> <p>(産業振興部長答弁要旨)</p> <p>高岡市では、第 2 期計画の成果と課題を踏まえ、交流人口の拡大や賑わいの向上、まちなかの核となる施設整備、まちなか居住の推進など、更なる活性化に取り組む必要があると認識している。</p> <p>現在、中心市街地では、高岡駅前東地区の整備や末広西地区の再開発事業、ホテルやマンションの建設など、民間投資の動きも活発化しており、このような動きを活かし、新たな基本計画の作成を進めているところである。</p> <p>計画の基本方針として、1 つ目は、交流人口の拡大による「行き交う人で賑わうまち」、2 つ目は、まちなか居住と生活サービス・事業創出機能の充実による「住む人、働く人で賑わうまち」として</p> <p>いる。</p> <p>現在、中心市街地活性化協議会を中心に意見集約や施策の調整を進めているところである。議員各位、市民の皆様からのご意見も踏まえながら、計画をとりまとめ、来年 3 月の国の認定を目指してまいります。</p>

〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 高岡市中心市街地活性化協議会の概要

本市のまちづくり機関（旧TMO）を担う第三セクターである(株)末広開発及び高岡商工会議所が共同設立者となり、平成18年12月21日、高岡市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という。）を設立した。

協議会の構成員は、経済団体、まちづくり会社、商業者、交通事業者、地域団体、学識経験者、行政からなる団体の代表者等の12名である。

(2) 高岡市中心市街地活性化協議会の組織等

① 事務局

本協議会の事務局は、末広開発(株)まちづくり事業部に置く。

② 構成員（H28.12.20現在）

区分 (根拠条項)	所属及び役職等	備考
商工会議所 (第15条第1項第2号)	高岡商工会議所会頭	会長
	高岡商工会議所専務理事	
まちづくり会社 (第15条第1項第1号)	末広開発(株)代表取締役社長	副会長
学識経験者 (第15条第4項関係)	東京工業大学大学院社会理工学研究科 准教授	
商業者 (第15条第4項関係)	高岡市商店街連盟会長	
	(株)大和高岡店長	
交通事業者 (第15条第4項関係)	あいの風とやま鉄道高岡駅長	
	加越能バス(株)取締役社長	
地域経済 (第15条第4項関係)	(株)北陸銀行執行役員高岡地区事業部本部長	
コミュニティ (第15条第4項関係)	高岡駅前東地区まちづくり協議会会長	
行政機関 (第15条第4項関係)	高岡市副市長	副会長
オブザーバー (第15条第7項関係)	富山県商工労働部商業まちづくり課長	

③ 協議会の活動経過

年月日	内容
平成 25 年 3 月 11 日	基本計画の一部変更について
平成 26 年 1 月 23 日	基本計画の一部変更について
平成 27 年 5 月 15 日	基本計画のフォローアップについて
平成 27 年 5 月 28 日	基本計画の一部変更について
平成 28 年 5 月 13 日	基本計画のフォローアップについて
平成 28 年 11 月 14 日	次期基本計画（素案）について
平成 28 年 12 月 20 日	次期基本計画（案）について
平成 29 年 5 月 24 日	基本計画のフォローアップについて
平成 30 年 1 月 11 日	基本計画の一部変更について
平成 30 年 5 月 9 日	基本計画のフォローアップについて
平成 30 年 8 月 9 日	基本計画の進捗状況について
平成 31 年 1 月 10 日	基本計画の一部変更について
令和元年 5 月 10 日	基本計画のフォローアップについて
令和 2 年 2 月 12 日	基本計画の一部変更について
令和 2 年 5 月 8 日	基本計画のフォローアップについて
令和 2 年 9 月 2 日	基本計画の進捗状況について
令和 3 年 5 月 7 日	基本計画のフォローアップについて
令和 3 年 6 月 2 日	次期計画の策定について
令和 3 年 10 月 27 日	次期計画（素案）について
令和 4 年 1 月 25 日	基本計画の一部変更について

(3) 高岡市中心市街地活性化協議会による意見書

平成 29 年 1 月 20 日

高岡市長 高橋 正樹 様

高岡市中心市街地活性化協議会
会 長 川村 人志

高岡市中心市街地活性化基本計画（案）に関する意見書

平成 29 年 1 月 12 日付け商雇第 499 号で、意見照会のありました「高岡市中心市街地活性化基本計画（案）」（以下「基本計画（案）」）については、概ね妥当であるとの結論に至りました。

なお、基本計画（案）が実効性あるものとなるため、下記のとおり意見を申し添えます。

（付帯意見）

（１） 中心市街地活性化への取り組みについて

高岡市が富山県西部の中核都市として機能していくためには、市全体の活性化が是非とも必要であり、とりもなおさず中心市街地の活性化が重要であります。前計画に引き続き、新たな基本計画（案）を策定され、国の認定を目指されることは、時宜を得たものと評価するものであります。

当協議会においては、これまで協議会・幹事会等を開催し、官民一体となった中心市街地活性化の取り組みについて議論を進めてまいりました。

高岡市におかれては、今後とも市民・民間事業者、商業者等が共有・共感できるまちづくりを目指し、尽力されるようお願いいたします。

（２） 中心市街地活性化の基本方針・目標について

前計画における各事業の実施により、４つの目標指標のうち、「主要観光施設における観光客入込み数」、「中心商店街（６地点）における平日・休日の歩行者・自転車通行量の平均値」、「中心商店街（３商店街）における空き店舗数」においては、目標を達成若しくは基準値より改善が進んでいます。

次期計画では、前計画の基本方針・目標を踏まえ、北陸新幹線の開業や連携中枢都市圏の取組みなど、現状に即した新たな基本方針・目標を設定しまちづくりを進めることは、妥当であると考えます。

また、事業進捗の成果として定められている４つの数値目標については、施策の成果及び活性化の状態を測る上で妥当であると考えます。

（３） 中心市街地活性化の事業について

基本計画（案）に盛り込まれた事業については、前計画の成果・課題を踏まえた取り組みとなっており、概ね妥当と考えます。ただし、当協議会において特に意見のあった次の事項について、十分配慮いただきたく存じます。

- ① まちづくりは、市民が主体となることが必要であり、そのためには、市民・地域住民にとって判りやすく、共感できるまちづくりプラン・活性化事業の推進に努めること。
- ② 平成 27 年 4 月に認定を受けた「日本遺産」及び平成 28 年 12 月に登録された「ユネスコ無形文化遺産」の取組みとの連携や、増大しているインバウンド需要を取り込みながら、中心市街地の活性化に努めること。
- ③ 基本計画（案）に掲げる事業の実効性を確保するとともに、各事業のフォローアップにより、事業の成果・妥当性の検証に努めること。
また、検証結果に応じて、基本計画（案）の事業見直し等に柔軟に対応すること。
- ④ 今後、基本計画（案）に記載されていない事業が実施されることとなった場合、協議会の協議を経て、速やかに基本計画の変更等の対応を行うこと。

(4) 中心市街地活性化の推進体制について

高岡商工会議所とまちづくり会社末広開発株式会社が共同して、「高岡市中心市街地活性化協議会」を平成18年12月21日に設立しました。

また、末広開発株式会社では、平成17年4月に高岡商工会議所からTMOの事業移管を受け、まちづくり事業部を設置し、様々な中心市街地活性化のための事業を主体的に展開しております。

高岡市中心市街地活性化基本計画の推進にあたっては、当協議会が中核的な役割を担いつつ、末広開発株式会社をはじめ、行政、市民、事業者、商業関係者及び関係団体が一体となって取り組むことが重要であります。

当協議会では、引き続き、事業の推進に積極的に取り組んでまいり所存でありますので、高岡市におかれても当協議会にご支援くださるようお願いいたします。

(4) 高岡市中心市街地活性化協議会の規約

高岡市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 高岡商工会議所及び末広開発株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、高岡市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、高岡市の中心市街地における都市機能の増進と経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、必要な事項を協議し、高岡市が作成する基本計画の実行に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

ア 高岡市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出

イ 高岡市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整

ウ 高岡市中心市街地の活性化に関する情報交換及び調査研究の実施

(2) 前号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、高岡市中心市街地の区域内に置く。

(協議会の構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

(1) 高岡商工会議所

- (2) 末広開発株式会社
- (3) 高岡市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 監事 2名

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長、監事は、会長が指名する者をもって充てる。

4 副会長の内1名を会長代行とする。

5 会長代行は、会長職を代理し、副会長は会長及び会長代行を補佐し、会長・会長代行に事故あるときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の会計を監査する。

(委員)

第8条 委員は、第6条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席で成立するものとし、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会の設置)

第10条 法第9条第2項各号に掲げる事項について、必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、協議会の会長の指示を受け、次の事項を所掌する。

ア 協議会への提案事項の調整に関する事項

イ その他協議会の運営全般に関し必要な事項

3 幹事会の議長は、会長が指名する者をもって充てる。

4 幹事は、協議会構成員から指名された者及び会長が指名する者をもって充てる。

5 幹事会には、必要に応じ関係者等の出席を求めることができる。

(協議会の経費負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金及び負担金、その他の収入をもって充てる。

2 協議会の経費は、通信費、事務費、会議費及びその他運営に要する経費とする。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、末広開発株式会社まちづくり事業部が処理する。

附 則

- 1 この規約は、平成 18 年 12 月 21 日から施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①統計的データの客観的な把握・分析

「1. - [2] - (3) データから見た中心市街地の現状」の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析を記載。

②地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

「1. - [2] - (4) 市民から見た中心市街地の現状」の欄に、市民アンケート、居住者アンケートに基づく把握・分析を記載。

③前計画に基づく取組みの把握・分析

「1. - [3] 前計画に掲げた事業の成果と課題」の欄に、前計画の取組み状況に基づく把握・分析を記載するとともに、その把握・分析を踏まえた課題を記載。

(2) 様々な主体の巻き込みと各種事業等との連携・調整

①地域住民を対象とした中心市街地活性化に関する啓発活動の実施状況

- ・ホームページによる情報公開
- ・市民等からの意見募集の実施（平成 28 年 12 月～平成 29 年 1 月）
- ・高岡市広報「市民と市政」への掲載（平成 29 年 6 月（予定））

②地域住民を対象とした協議・検討の場の設置状況及びその実施状況

市民と市長が語り合う「未来高岡」ステップアップトークを市内全域で開催し、その中で中心市街地の活性化等についても議論が行われた。これとは別に、テーマ別の「ふれあいトーク」も開催してきたところである。

「未来高岡」ステップアップトークの開催状況（中心市街地区域該当地区抜粋）

開催日	対象地区	会場	参加人員
平成 28 年 8 月 24 日	平米地区	平米公民館	52 名
平成 28 年 8 月 26 日	川原地区	川原公民館	25 名
平成 28 年 8 月 30 日	成美地区	成美公民館	48 名
平成 28 年 8 月 31 日	定塚地区	定塚公民館	38 名

平成 28 年 9 月 10 日	下関地区	下関公民館	31名
平成 28 年 9 月 25 日	博労地区	博労公民館	53名

テーマ別「ふれあいトーク」の開催状況（中心市街地域該当地区抜粋）

開催日	テーマ	会場	参加人員
平成 28 年 2 月 25 日	若者に魅力あるまちづくり	中心商店街活性化センター「わろんが」	13名
平成 28 年 4 月 21 日	安心して子どもを生み育てるまちを目指して	ふれあい福祉センター	12名

③地域住民等が中心となったまちづくりやイベント等に関する活動状況

・たかまちプロムナード事業 の取り組み

中心商店街は、店主の高齢化や後継者不足による閉店、大規模小売店舗の郊外進出による消費者の商店街離れなどにより、かつての賑わいに比べ停滞している状況にある。中心商店街の賑わい創出と魅力の向上を図るため、高岡駅を起点に末広町通り、御旅屋通り商店街を経て高岡大仏前、坂下町商店街に至る本市の中心市街地の代表的なルートのストリートビジョンに基づき、各商店街において顔づくりのための事業を実施している。

事業の実施にあたっては、中心商店街に店舗を展開する若手や女性経営者とまちづくりの専門家、高岡市から組織する会議を設置し、事業計画の策定や実施した事業の結果報告が行われている。

今後も、継続的な事業の実施を行い、市民や観光客がまち歩きを楽しむ仕掛け作りを進めていく。

・金屋町楽市開催事業 の取り組み

金屋町は、400年の歴史を誇る高岡鋳物発祥の地で、「さまのこ」と呼ばれる千本格子がはめ込まれた伝統的な町家が残り石畳通りと合わせて美しい町並みを形成している。地域住民は、「金屋町まちづくり憲章」の制定や、まちづくり協議会や観光ボランティアガイドを組織するなど、まちづくり活動に熱心に取り組んでいる。

伝統工芸の職と人々の生活が一体となった姿が今に残る金屋町で、歴史的・文化的な町並みと「ものづくりのまち」という地域資源を生かし、伝統工芸の再活性化と地場産業の再生、中心市街地の賑わい創出を図るため、平成 20 年に、地元立地する富山大学芸術文化学部と地元自治会、商工会議所、市による産・学・官・民連携の「金屋町楽市実行委員会」を立ち上げた。

「金屋町楽市」では、伝統的な町家内や通りの日常生活空間内に工芸品を展示する「町並み美術館」というコンセプトで、2日間だけの時間と空間を限定したイベントを展開し、中心市街地の賑わい創出に取り組んでいる。

今後は、高岡市内の他の工芸イベント（工芸都市高岡クラフト展、高岡クラフト市場街）との連携を図りながら、イベント内容とPRの充実に取り組み、更な

る来場者の増加及び中心市街地の活性化に繋げる。

・ 芸文ギャラリー運営事業 の取り組み

学術研究面におけるものづくりのまちの象徴として、富山大学芸術文化学部のキャンパスが市内にある。富山大学芸術文化学部に進学する学生には県外出身者が多いことから、実りある学生生活の一要素として、学内では体験できない仕掛けづくりをまちなかで提供することが重要である。

そのため、富山大学芸術文化学部、末広開発(株)、高岡市等が連携し、平成 19 年から高岡駅前地下街に「駅地下芸文ギャラリー」を設置（平成 24 年に御旅屋通りへ移転）した。ギャラリーでは、大学の学生、教官、卒業生等による企画展が開催されるなど、中心市街地における大学の活動発表の拠点として活用がなされている。なお、平成 28 年度からは末広開発(株)から新たに設立された一般社団法人に運営を移管している。

今後とも、ものづくりのまち高岡の特長を広めるため、ものづくりに携わる若手が集まる金屋町の「金属工芸工房かんか」や山町筋の「はんぶんこ」などの連携を図り、ものづくりの文化を活用した事業を実施する。

・ 中心市街地における季節ごとの大型イベント開催事業／中心商店街活性化イベント開催事業／文化遺産活用イベント開催事業 の取り組み

中心市街地では、末広開発(株)が主体となった各種イベントを開催している。

1 月に行われる日本海高岡なべ祭りや、8 月の高岡七夕まつりでは、商店街団体や、中心市街地の大型店等から成る「たかまち街づくり協議会」が、イベントにあわせた共同販促事業を開催することにより、中心商店街の回遊性の向上及び賑わい創出を図っている。

また、地元の自治会や商業団体などが中心となり、国宝・瑞龍寺を幻想的にライトアップし、参道では門前市を開催する「瑞龍寺ライトアップ事業」や、瑞龍寺から前田利長墓所を繋ぐ八丁道で、飲食物や衣料品、小物など様々な人が出店するフリーマーケット「八丁道おもしろ市」の開催など、市民が主体となり、自分たちでできるまちづくり活動を実践している。

今後とも、中心市街地活性化に取り組んでいる各種団体や関係者のみならず、中心市街地活性化に興味がある人が気軽に参画しやすい環境を整備することにより、多方面に渡る中心市街地活性化に関する取り組みを支援していく。